

○公益財団法人 長岡市勤労者福祉サービスセンター事業掛金負担者に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という）定款第50条第4項の規定に基づき、事業掛金負担者に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 常時雇用する従業員の数が300人以下の法人及び個人事業所をいう。
- (2) 掛金負担者 定款第50条に規定する事業掛金負担者で、第3条に定める資格を有し、第4条に定める入会手続を完了した者をいう。

(掛金負担者の資格)

第3条 掛金負担者になることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 長岡市内の中小企業に勤務する勤労者及びその事業主
- (2) 長岡市内に居住し、長岡市外の中小企業に勤務する勤労者及び事業主
- (3) 前2号に掲げるもののほか、理事長が特に認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、掛金負担者になることができない。

- (1) 第13条の規定により資格を取り消された者
- (2) 前号に掲げるもののほか、理事長が適当でないと認めた者

(入会手続)

第4条 センターに入会しようとする者は、入会申込書兼事業所カード（別記様式第1号）及び入会申込書兼会員カード（別記様式第2号）を理事長に提出し、入会の承認を得た後、速やかに掛金を納入しなければならない。

2 理事長は、入会手続きを完了したときは、会員証を交付するものとする。

(資格の発生)

第5条 掛金負担者の資格は、前条に定める入会手続きを完了した日から発生する。

(掛金)

第6条 掛金は、掛金負担者1人につき月額800円とし、入会日の属する月から退会日の属する月までの分を負担するものとする。

(掛金の納入方法)

第7条 掛金は、四半期ごとに一括して前納するものとし、その徴収日及び徴収方法は、理事長が別に定めるところによる。

(掛金の使途)

第8条 第6条の掛金の毎事業年度における合計額については、その60%以上を当該年度の公益目的事業に使用しなければならない。

(退会)

第9条 掛金負担者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、退会届（別記様式第3号）に会員証を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 第3条第1項に定める資格を失ったとき
- (2) 前項以外の理由により任意に退会するとき

(資格の喪失)

第10条 前条に定める退会届により掛金負担者がその資格を喪失する日は、当該退会届を提出し、受理された日とする。ただし、死亡による退会の場合は、死亡した日とする。

(掛金の返還)

第11条 事業所の全ての掛金負担者が退会した場合は、既納の掛金は返還しない。ただし、一部の掛金負担者が退会した場合における既納の掛金は、退会届が提出され、受理された日の属する月の翌月以降の掛金については返還する。

- 2 掛金負担者が死亡した場合の既納の掛金は、死亡した月の翌月以降の掛金を返還する。

(変更届)

第12条 掛金負担者は、入会時に届け出た事項に変更が生じたときは、すみやかに理事長に変更届（別記様式第4号）を提出しなければならない。

(資格の取消し)

第13条 掛金負担者が、次の各号のいずれかに該当したときは、理事会の決議により掛金負担者の資格を取り消すことができる。ただし、第1号に該当したときにあつては、理事長が資格を取り消すことができるものとする。

- (1) 掛金を3箇月以上滞納し、引き続き納入する見込みがないと認められるとき。
 - (2) センターの事業を妨げる行為をしたとき。
 - (3) 偽りその他不正行為によりセンターの事業により利益を受けようとしたとき、又は受けたとき。
 - (4) センターの定款若しくは規則に違反し、又はセンターの信用を失わせしめるような行為をしたとき。
- 2 前項各号の規定に基づき掛金負担者の資格を取り消す場合は、理事会において議決する前に当該掛金負担者に弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該掛金負担者の所在が不明である等、やむを得ない理由により連絡することができない場合は、この限りでない。
 - 3 前項ただし書の規定を適用した場合を除き、理事会において資格の取消しを決議したときは、当該掛金負担者に理由を付した文書で通知しなければならない。

(規則の変更)

第14条 この規則の変更は、理事会の議決を経なければならない。

(委任)

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公益財団法人設立登記の日から施行する。

- 2 従前の財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンターに既に参加している者については、第4条の規定にかかわらずこの規則の規定に基づく入会手続を完了したものとみなす。
- 3 従前の財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター業務方法書に基づく諸様式については、当分の間使用することができる。